

志摩市地域おこし協力隊希望者向け Q&A

Q1 地域おこし協力隊とは？

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とする取組です。

具体的には、地方自治体が都市住民を受入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、住民への生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地区への定住・定着を図るものです。(出典：総務省ホームページ 地域おこし協力隊 Q&A を加工して作成)

Q2 地域おこし協力隊になるには？

志摩市地域おこし協力隊の募集要項を確認してください。(市ホームページ参照)

応募用紙とレポートなど必要書類を提出の後、1次選考(書類)により合格した方に活動地区へ来ていただき2次選考(面接)を行います。2次選考では、活動地区の見学、関係者との質疑応答、懇談会などにより、活動にあたっての疑問点などについて理解を深めていただきます。その後、合格者は委嘱を受け、本市へ住民票を異動し、地域おこし協力隊員となります。

Q3 地域要件

志摩市における隊員の転出地の地域要件(総務省地域おこし協力隊の地域要件を満たす方)

<原則 及び原則 >

3大都市圏内		3大都市圏外		3大都市圏内			3大都市圏外		
都市地域	指定都市	都市地域	指定都市	全部条件不利地域	一部条件不利地域	指定都市	全部条件不利地域	一部条件不利地域	指定都市
				×			×		

：適 ×：否 ；隊員の転出地が、条件不利地域以外の区域であった場合に限り適

<原則 >

隊員経験者が他の地域で地域協力活動を行う場合

一定期間(2年以上)の隊員経験者、かつ、解嘱から1年以内の方

下記のホームページから自分の住んでいる地域の地域要件がわかります。

- ・特別交付税措置に係る地域要件確認表(総務省ホームページ)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000483768.pdf

- ・地域おこし協力隊員の地域要件について(総務省ホームページ)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000335888.pdf

3大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県

条件不利地域：過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の対象地域

Q4 募集対象

- ・募集要項の個別募集案内の各分野に示す募集対象を確認してください。
 - ・共通事項としては、下記のとおりです。
次の全ての条件を満たす方とします。
- (1) 心身ともに健康で、活動に意欲と情熱があり、地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、ともに地域活性化に取り組める方
 - (2) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等に住所を有する方(Q3の地域要件を満たす方)で、住民票を志摩市の指定する地区(個別募集案内参照)に異動し居住できる方。ただし、委嘱を受ける前に既に志摩市に定住している方及び既に志摩市に住民票を異動させた方を除きます。
現住所が該当するかどうか不明な場合はお問合せください。
 - (3) 基本的なパソコン等の操作(ワード、エクセル、電子メール)とSNS等の情報発信のできる方
 - (4) 普通自動車運転免許証を取得している方、又は、平成29年7月31日までに取得見込みの方
 - (5) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

Q5 応募方法は？

募集要項に示す下記書類を期限までに担当課へ郵送または直接持参してください。

1. 志摩市地域おこし協力隊応募用紙(写真貼付)
2. レポート(募集要項にて詳細を確認してください。)
3. 住民票抄本(募集要項にて詳細を確認してください。)
4. 自動車運転免許証の写し(募集要項にて詳細を確認してください。)

Q6 雇用関係は？

個別募集案内において、応募活動分野別に雇用関係があるかないか明示しています。

Q7 活動期間は？

初年度の委嘱は、着任日を平成29年8月で予定(着任日は応相談)しており、平成30年3月31日までです。年度による区切りはありますが委嘱の期間は原則1年です。その後は活動状況や実績等を勘案し、委嘱の期間をさらに1年間延長することができ、最長3年まで延長できます。

Q8 賃金、報償金、活動時間等

雇用関係がある雇用隊員は、嘱託職員取扱要綱の規定により月額165,000円の賃金を支給します。ただし、賞与、時間外手当、退職手当等はありません。

雇用関係がない非雇用隊員には月額165,000円の報償金を支給します。報償金は1箇月の活動実績に応じて翌月に支給し、活動日数が20日に満たない場合は、1日当たり8,250円の日割り計算による支給とします。非雇用隊員の活動時間及び日数については、1日につき8時間、1箇月につき20日を目途とします。

Q9 保険は？

雇用関係がある雇用隊員は社会保険（健康保険、厚生年金）及び雇用保険に加入します。

雇用関係がない非雇用隊員は社会保険及び雇用保険には加入しませんので、国民健康保険、国民年金に加入してください。

Q10 市から支給する報償金等の他に報酬を得ることは可能か？

雇用関係がある雇用隊員は、他に報酬を得ることはできません。

雇用関係がない非雇用隊員については、隊員としての業務に支障がなければ事前に届出て、許可を得た上で他からの報酬を得ることができます。個別募集案内で示す隊員の活動を行うことにより、2～3年後に報酬が得られるようになれば、委嘱期間終了後に協力隊の活動を生業にして自立する目途もできてきます。

Q11 活動場所は？

募集要項の個別募集案内で、応募活動分野ごとに指定している活動地で活動していただきます。

Q12 活動に必要な車両は？

志摩市では、移動手段として自家用車は必要不可欠です。活動を行うにあたっては私用車を使っていただきますが、応募活動分野に応じて予算の範囲で活動費を支給します。（募集要項：共通事項5.(4)参照）

Q13 活動に必要なパソコンは？

活動に必要なパソコン、プリンターは貸与しますが、個人で使っているものを使用していただいても構いません。情報発信のためのインターネット利用料の隊員の負担はありません。

Q14 住む所は？

募集要項の個別募集案内で、応募活動分野ごとに指定している居住地に住んでいただきます。委嘱期間中の住居は民間の住居を貸与しますので、隊員の家賃の負担はありません。ただし、転居に係る経費、生活備品、光熱水費は個人負担になります。

Q15 活動の内容などの問合せ

各応募活動分野の担当へメール、ファックスにて不明な点や質問を送付していただきますと、内容確認の上、担当よりご返答させていただきます。問合せの際は、連絡先（電話番号、メールアドレスなど）を必ず明記してください。

また、1次選考（書類）合格者は、2次選考（面接）時に分野別で活動地域の見学や地元自治会及び応募分野の関係者との質疑応答を行うことができます。